

# 掛川市地域防災計画

地震対策編  
津波対策編  
一般対策編  
原子力対策編

令和 6 年 3 月

掛川市防災会議

# 目 次

掛川市自治基本条例に基づく防災基本理念	i
計画作成の主旨	iii

## 地震対策編

---

<b>第1章 総則</b>	1
第1節 計画作成の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 掛川市の自然及び社会的条件	15
第4節 過去の主な地震災害	16
第5節 予想される災害	22
<b>第2章 平常時対策</b>	32
第1節 防災思想の普及（危機管理課、こども希望課、教育委員会）	32
第2節 自主防災活動（危機管理課）	39
第3節 地震防災訓練の実施（危機管理課）	45
第4節 地震災害予防対策の推進（危機管理課、消防本部、関係各課）	48
<b>第3章 地震防災施設緊急整備計画</b>	65
第1節 地震防災施設の整備方針（関係各課、消防本部）	65
第2節 地震対策緊急整備事業計画（関係各課、消防本部）	68
第3節 地震防災緊急事業5箇年計画（関係各課、消防本部）	73
<b>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応</b>	77
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	77
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	77
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が 発表された場合における災害応急対策に係る措置	78
<b>第5章 災害応急対策</b>	85
第1節 防災関係機関の活動（全班）	85
第2節 情報活動（管理調整担当、総務班、情報班、調査班）	95
第3節 広報活動（情報班）	101
第4節 緊急輸送活動 （管理調整担当、総務班、情報班、土木班、福祉班、物資・衛生班）	104
第5節 広域応援要請 （管理調整担当、総務班、土木班、給水班、福祉班、物資・衛生班）	107
第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動（総務班、土木班、福祉班、消防班）	114
第7節 避難活動（全班）	121
第8節 社会秩序を維持する活動（管理調整担当、総務班、物資・衛生班）	133
第9節 交通の確保対策（総務班、土木班）	135
第10節 地域への救援活動（全班）	140

第1 1 節	学校における災害応急対策及び応急教育（幼保班、教育班）	165
第1 2 節	被災者の生活再建等への支援（調査班、福祉班）	169
第1 3 節	市有施設及び設備等の対策（全班）	171
第1 4 節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策（管理調整担当、総務班）	174
第1 5 節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策 （管理調整担当、福祉班、幼保班、教育班、消防班）	177
<b>第6章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	179
第1 節	防災関係機関の活動	179
第2 節	激甚災害の指定	185
第3 節	震災復興計画の策定	188
第4 節	復興財源の確保	190
第5 節	震災復興基金の設立	191
第6 節	復旧事業の推進	192
第7 節	都市・農山村の復興	194
第8 節	被災者の生活再建支援	196
第9 節	地域経済復興支援	201
<b>別紙</b>	<b>東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策</b>	203
第1 節	防災関係機関の活動（全班）	203
第2 節	情報活動（管理調整担当、総務班、情報班）	211
第3 節	広報活動（情報班）	217
第4 節	自主防災活動（管理調整担当）	219
第5 節	緊急輸送活動（管理調整担当、土木班、物資・衛生班）	221
第6 節	自衛隊派遣要請の要求（管理調整担当）	223
第7 節	避難活動（全班）	225
第8 節	社会秩序を維持する活動（管理調整担当、総務班）	104
第9 節	交通の確保活動（管理調整担当、総務班、土木班）	106
第1 0 節	地域への救援活動（全班）	236
第1 1 節	市有施設設備等の防災措置（全班）	240
第1 2 節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 （総務班、給水班、農林商工班）	243
第1 3 節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 （管理調整担当、総務班、給水班、農林商工班、福祉班、幼保班、教育班、消防班）	250
第1 4 節	市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策（全班）	255

## 津波対策編

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	1
第1 節	計画作成の主旨	1
第2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3 節	掛川市の自然及び社会的条件	15
第4 節	過去の顕著な災害	16
第5 節	予想される災害	18
<b>第2章</b>	<b>平常時対策</b>	31
第1 節	防災思想の普及（危機管理課、こども希望課、教育委員会）	31

第2節	自主防災活動（危機管理課）	32
第3節	防災訓練の実施（危機管理課、関係各課）	34
第4節	津波災害予防対策の推進（危機管理課、関係各課）	36
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>43</b>
第1節	防災関係機関の活動（全班）	43
第2節	情報活動（管理調整担当、総務班、情報班、調査班）	54
第3節	広報活動（情報班）	62
第4節	災害の拡大防止活動（総務班、土木班、福祉班、消防班）	63
第5節	避難活動（全班）	65
第6節	広域応援要請 （管理調整担当、総務班、土木班、給水班、物資・衛生班、福祉班）	72
第7節	地域への救援活動（全班）	73
第8節	市有施設及び設備等の対策（全班）	76
第9節	緊急輸送活動 （管理調整担当、物資・衛生班、総務班、情報班、土木班、福祉班）	77
第10節	社会秩序を維持する活動（管理調査担当、総務班、物資・衛生班）	78
第11節	交通の確保対策（総務班、土木班）	78
第12節	学校における災害応急対策及び応急教育（教育班、幼保班）	79
第13節	被災者の生活再建等への支援（調査班、福祉班）	80
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策（管理調整担当、総務班）	80
<b>第4章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	<b>81</b>
第1節	防災関係機関の活動	81
第2節	激甚災害の指定	81
第3節	災復興計画の策定	82
第4節	復興財源の確保	82
第5節	復興基金の設立	83
第6節	復旧事業の推進	83
第7節	都市・農山村の復興	84
第8節	被災者の生活再建支援	84
第9節	地域経済復興支援	84

## 一般対策編

---

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	<b>1</b>
第1節	計画作成の主旨	1
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	掛川市の自然及び社会的条件	14
第4節	掛川市において予想される一般災害と地域	15
<b>第2章</b>	<b>災害予防対策</b>	<b>17</b>
第1節	総則	17
第2節	河川の災害予防計画 （危機管理課、土木防災課、基盤整備課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、 こども希望課、学校教育課、教育政策課）	17
第3節	海岸保全災害防除計画（基盤整備課）	21

第4節	道路、橋梁の災害防除計画	22
	(都市政策課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課)	
第5節	土砂災害防除計画(危機管理課、基盤整備課)	23
第6節	山地災害防除計画(農林課)	31
第7節	林道災害防除計画(農林課)	32
第8節	農地災害防除計画(農林課)	33
第9節	倒木被害防除計画(農林課)	35
第10節	盛土災害防除計画(都市政策課)	35
第11節	通信施設等整備計画(危機管理課)	36
第12節	要配慮者支援計画	40
	(危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、観光・シティプロモーション課、こども希望課、学校教育課、教育政策課)	
第13節	火災予防計画(危機管理課、消防本部)	42
第14節	公共建物等の災害予防計画	46
	(危機管理課、土木防災課、基盤整備課、都市政策課、水道課)	
第15節	避難情報の事前準備計画(危機管理課、関係各課)	47
第16節	避難誘導體制の整備計画(危機管理課、関係各課)	49
第17節	防災知識の普及計画(危機管理課、こども希望課、教育委員会)	50
第18節	自主防災組織の育成(危機管理課)	52
第19節	防災訓練計画(危機管理課・関係各課)	54
第20節	危険物施設保安計画(危機管理課、消防本部)	55
第21節	防災資機材整備計画(危機管理課、消防本部)	56
第22節	観光事業者の災害予防計画(観光・シティプロモーション)	57
第23節	事業所等の自主的な防災活動(危機管理課、産業労働政策課)	58
第24節	食料及び生活必需品等の備蓄計画(危機管理課、水道課)	59
第25節	ガス保安計画(危機管理課、消防本部)	60
第26節	道路鉄道等災害防止計画	62
	(危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課)	
第27節	防災のための調査研究計画	63
	(危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課、農林課)	
第28節	ボランティア団体の組織化の推進及び啓発計画(危機管理課、福祉課)	65
第29節	住民の避難体制(危機管理課、関係各課)	67
第30節	救助・救急活動に関する計画(危機管理課、福祉課、消防本部)	71
第31節	応急仮設住宅(都市政策課)	72
第32節	ライフライン事業の復旧に関する計画(水道課、下水道課、関係各課)	73
第33節	被災者生活再建支援に関する計画	75
	(危機管理課、資産税課、福祉課、DX推進課、関係各課)	
第34節	業務継続に関する計画(全部署)	75
第35節	複合災害対策及び連続災害対策(全部署)	76
第36節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備(全部署)	76
第37節	災害に強いまちづくり	77
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>78</b>
第1節	防災活動体制(全班)	78
第2節	通信情報計画(管理調整担当、総務班、情報班)	83
第3節	災害広報計画(情報班)	84
第4節	災害救助法の適用計画(福祉班)	85

第5節	避難救出計画（全班）	88
第6節	避難所運営計画（支部）	98
第7節	愛玩動物救護計画（物資・衛生班）	99
第8節	食料供給計画（情報班、物資・衛生班）	99
第9節	衣料・生活必需品・その他物資供給計画（情報班、物資・衛生班、給水班）	100
第10節	給水計画（給水班）	100
第11節	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画（土木班）	101
第12節	医療助産計画（福祉班、消防班）	102
第13節	防疫計画（物資・衛生班、福祉班）	103
第14節	清掃及び災害廃棄物処理計画（土木班、給水班、物資・衛生班）	103
第15節	遺体の捜索及び措置埋葬計画（福祉班、情報班、物資・衛生班、消防班）	104
第16節	障害物除去計画（土木班）	105
第17節	輸送計画（情報班、物資・衛生班、土木班）	107
第18節	交通応急対策計画（土木班）	108
第19節	応急教育計画（幼保班、教育班）	109
第20節	被害状況調査計画（全班）	110
第21節	社会福祉計画（福祉班）	112
第22節	警備計画（管理調整担当）	112
第23節	消防計画（消防班）	113
第24節	水防計画（全班）	114
第25節	応援協力計画（管理調整担当、総務班、福祉班）	127
第26節	相互応援協力計画（総務班、土木班、給水班）	127
第27節	自衛隊派遣要請計画（管理調整担当）	128
第28節	海上保安庁に対する支援要請計画（管理調整担当）	128
第29節	電力施設災害応急対策計画（管理調整担当）	129
第30節	ガス災害応急対策計画（消防班）	130
第31節	下水道応急対策計画（給水班）	132
第32節	突発的災害に係る応急対策計画（管理調整担当、総務班、消防班）	133
<b>第4章</b>	<b>復旧・復興対策</b>	<b>137</b>
第1節	防災関係機関の活動	137
第2節	激甚災害の指定	137
第3節	復興計画の策定	138
第4節	復興財源の確保	138
第5節	復興基金の設立	139
第6節	復旧事業の推進	139
第7節	都市・農山村の復興	140
第8節	被災者の生活再建支援	140
第9節	地域経済復興支援	141

## 原子力対策編

---

<b>第1章</b>	<b>総則</b>	<b>1</b>
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	2

第3節	計画の周知徹底	3
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	3
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	4
第6節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	5
第7節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に 応じた防護措置の準備及び実施	6
第8節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
<b>第2章</b>	<b>原子力災害事前対策</b>	<b>12</b>
第1節	基本方針	12
第2節	原子力事業者の防災業務計画に対する意見（危機管理課）	12
第3節	原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携（危機管理課）	13
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全部署）	13
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備（危機管理課、関係各課）	14
第6節	緊急事態応急体制の整備（全部署）	18
第7節	避難収容活動体制の整備 （危機管理課、福祉課、健康医療課、長寿推進課、こども希望課、 観光・シティプロモーション課、教育委員会、消防本部）	23
第8節	飲食物の摂取制限及び出荷制限（農林課、産業労働政策課、水道課）	27
第9節	緊急輸送活動体制の整備 （危機管理課、土木防災課、基盤整備課、維持管理課）	27
第10節	救助・救急、消火及び防護資機材等の整備（危機管理課、消防本部）	28
第11節	市民等への的確な情報伝達体制の整備（危機管理課）	30
第12節	行政機関の業務継続計画の策定（全部署）	30
第13節	原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発 及び国際的な情報発信（危機管理課）	31
第14節	防災業務関係者の人材育成（危機管理課）	32
第15節	防災訓練等の実施（危機管理課）	33
第16節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応（危機管理課、消防本部）	34
第17節	災害復旧への備え（全部署）	34
<b>第3章</b>	<b>緊急事態応急対策</b>	<b>35</b>
第1節	基本方針	35
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 （管理調整担当、総務班、情報班）	36
第3節	活動体制の確立（全班）	39
第4節	避難、屋内退避等の防護措置（全班）	44
第5節	治安の確保及び火災の予防（消防班）	55
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限（農林商工班）	56
第7節	緊急輸送活動（物資・衛生班、情報班）	58
第8節	救助・救急、消火及び医療活動（福祉班、消防班）	60
第9節	市民等への的確な情報伝達活動（総務班、情報班）	63
第10節	自発的支援の受入れ等（福祉班）	65
第11節	行政機関の業務継続に係る措置（全班）	66
第12節	核燃料物質等の運搬中の事故への対策（管理調整担当、消防班）	66
<b>第4章</b>	<b>大規模地震対策</b>	<b>67</b>
第1節	施設整備計画（土木班、教育班、管理調整担当、情報班）	67

第2節	東海地震注意情報発表時等における対策（管理調整担当）	68
第3節	地震災害応急対策（危機管理担当、情報班）	69
<b>第5章</b>	<b>原子力災害中長期対策</b>	<b>70</b>
第1節	基本方針	70
第2節	緊急事態解除宣言後の対応（管理調整担当）	70
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定（管理調整担当）	70
第4節	放射性物質による環境汚染への対処（管理調整担当）	71
第5節	各種制限措置等の解除（管理調整担当）	71
第6節	環境放射線モニタリングへの協力と結果の公表（管理調整担当）	71
第7節	災害地域市民に係る記録等の作成（情報班）	72
第8節	被災者等の生活再建等の支援（福祉班）	72
第9節	風評被害等の影響の軽減（農林商工班）	73
第10節	被災中小企業等に対する支援（農林商工班）	73
第11節	心身の健康相談体制の整備（福祉班）	73
第12節	物価の監視（農林商工班）	74
第13節	復旧・復興事業からの暴力団排除（総務班）	74
<b>巻末資料</b>		<b>75</b>
別図（3-2-1）	防災関係機関の情報連絡系統図	75
別表（3-8-1）	救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関	76
別表（3-8-2）	原子力災害医療協力機関	77
別表（3-8-3）	原子力災害拠点病院	77
別表（3-8-4）	高度被ばく医療支援センター	77
別表（3-8-5）	原子力災害医療・総合支援センター	77
別表（4-2-1）	地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所 応急保安措置実施状況報告書	78
別表（4-3-1）	東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設 ・設備等点検結果報告書	79
別表（5-7-1）	被災地住民登録様式（計4ページ）	80



# 掛川市自治基本条例に基づく防災基本理念

---

平成 25 年 4 月に施行した掛川市自治基本条例に基づき、安全で安心な市民生活を確保するため、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備する。また、市民、防災関係機関との協力、連携及び相互支援に努める。

市民は、日頃から災害等に備え、安全の確保を図るとともに、自ら果たすべく役割を認識し、相互に協力して災害等に対処するように努める。

## 1 基本原則

掛川市の目指すべき自治の理念に則り、市、市民、防災関係機関はそれぞれの責務と災害に対して取り組むべき基本原則は次のとおりとする。

### (1) 情報の共有化

市、市民、防災関係機関は防災に関する情報を互いに共有するものとし、防災に努めるものとする。

### (2) 参加と協働

防災活動について市民参加を基本とし、市、市民、防災関係機関は協働して課題の解決に当たるものとする。

### (3) 自助・共助・公助

市民自らも緊急時に備え、日頃から安全確保に努めるとともに、地域社会の危機管理の取組として、相互の助け合いなどの連携や協力体制等の整備に努め、市は市民の生命、身体又は財産を守るという目的に対して的確に対応するため、体制の整備に努める。

## 2 地域防災力の向上

市民は生涯学習の精神に則り、個人や団体として何ができるかを考え、各事業等を活用し地域防災力の向上に努める。

### (1) 地区防災計画と自主防災会連絡会

各地区の特性や想定される災害に応じた地区防災計画の策定を推進し、各自主防災会の連携や情報共有を行うための自主防災会連絡会を設け、地域防災力の向上を図る。

### (2) 広域避難所運営連絡会

区長、自主防災会長、防災委員、消防団員、支部員、施設管理者、危機管理課等が会し、その地区の特性等を考慮し、災害時における避難所における運営を自ら行うという防災の原点に立った活動を進めるため、運営方針や活動形態を話し合い、避難所における活動指針となる「広域避難所運営マニュアル」を構築・更新し、災害時に備え、防災体制の充実を図る。

### (3) 防災リーダー育成講座

自ら防災に関する基本的な知識と技術を身につけ、災害発生時には率先して行動し、日頃から住民への防災意識を啓発する防災リーダーの育成を図る。

#### (4) 防災研修会・講座の活用

防災担当者等による防災研修会・講座を活用し、防災思想・知識の普及に努め、災害発生における消火・人命救出活動、自主備蓄などの事前の備えや防災意識の高揚を図る。これらソフトの側面から防災体制の整備を図り、被害を最小限にとどめるよう努める。

# 計画作成の主旨

---

## 1 計画の目的

この計画は、掛川市防災会議が本市における防災対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、作成するものである。

## 2 計画の構成

掛川市地域防災計画は、次の各編により構成する。

- ・総則 それぞれの対策に共通な事項を定める。
- ・地震対策編 地震による災害対策について定める。
- ・津波対策編 津波対策について定める。
- ・一般対策編 風水害、大火災、大爆発、大事故等による災害対策について定める。
- ・原子力対策編 原子力災害対策について定める。
- ・資料編 本編に付属する各種資料を掲載する。

## 3 計画の作成・修正

### (1) 掛川市防災会議

本市の地域防災計画の作成及びその実施のほか、防災に関する重要事項を審議するため、掛川市防災会議を置く。

防災会議の編成及び運営は、別に定める条例による。

### (2) 計画の修正

この計画は、毎年定期に検討を加え、修正する必要があるときは速やかに修正する。

## 4 計画の推進

### (1) 他の計画及び法令等との関係

この計画は、静岡県地域防災計画との整合性を有する。

この計画は、本市の地域に係わる地震防災総合対策の基本としての性格を有するものであって、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図る。

### (2) 要領等の作成

市、防災関係機関、事業所及び自主防災会等は、この計画に基づき、各々が処理すべき防災業務について必要な事項を具体的に要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧対策の推進を図る。

### (3) 計画の習熟

市、防災関係機関、事業所及び自主防災会等は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。